

法令試験問題

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

- (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。
()
- (2) 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。
()
- (3) 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
()
- (4) 事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができる。
()
- (5) 貸切バス車両をいわゆる「禁煙バス」とする場合、その旨を事業計画に定め、道路運送法の規定に基づく認可を受ける必要がある。
()
- (6) 事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。
 - ①苦情に対する弁明の内容 ()
 - ②改善措置 ()
 - ③苦情処理を担当した者 ()
 - ④管轄運輸支局への連絡状況 ()

- (7) 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。
()
- (8) 事業用自動車の運転者等ごとに作成する乗務員等台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。
()
- (9) 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命ぜられた場合、その日から2年を経過した者であれば、事業者の運行管理を補助する者
に選任することができる。
()
- (10) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。
()
- (11) 運送引受書において、記載が必要な事項に○印を、そうでない事項には×印を()
内に記入しなさい。
①当該運送に係る運賃及び料金の額 ()
②当該運送を引き受ける営業所の名称 ()
③乗務員等の休憩地点及び休憩時間 ()
- (12) 乗車定員11人以上の自動車の使用者は、保有車両3両以上でなければ自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。
()
- (13) 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項について、下記の中で正しい事項には○印を、誤っている事項には×印を()内に記入しなさい。
①輸送の安全に関する基本的な方針 ()
②輸送の安全に関する目標又はその達成状況 ()
③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 ()
- (14) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。
()

- (15) 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者に選択されることを促進することを目的としている。

()

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

- (1) 道路運送法は () と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の () の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、() を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって () を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法	イ. 供給	ウ. 公共の福祉	エ. 道路交通法	オ. 需要
カ. 事業者利益	キ. 道路運送車両法	ク. 旅客の利便	ケ. 貨物利用運送事業法	
コ. 輸送の安全	サ. 性別	シ. 貨物自動車運送事業法	ス. 年齢	

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、() 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

ア. 3 イ. 5 ウ. 10

- (3) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、() かつ懇切な取扱いをしなければならない。

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

- (4) 事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、業務記録を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を () 年間保存しなければならない。

ア. 1 イ. 3 ウ. 5

- (5) 事業者は、() に運行指示書を作成する。

ア. 運転者ごと イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

- (6) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の () 等に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

ア. 運転者 イ. 乗務員 ウ. 旅客

(7) 事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

(8) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

ア. 十二時間 イ. 二十四時間 ウ. 四十八時間

(9) 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

ア. 三ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

(10) 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ（ ）で定めるところにより（ ）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

ア. 予備検査証	イ. 道路運送法	ウ. 国土交通省令	エ. 運送約款	オ. 告示
カ. 車検証	キ. 通達	ク. 料金表	ケ. 検査標章	

(11) 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき（ ）以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円

【筆記問題】

(1) 次に列記したものは、一般貸切旅客自動車運送事業に従事する従業員のうち、その者に義務づけられた業務又は権限の内容を示したものである。その者の正式名称を答えなさい。

- ・乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること
- ・事業用自動車の運転者等に対し、業務記録を作成させ、保存すること
- ・必要がある場合は、事業用自動車に非常信号用具を備えること
- ・運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させないこと

答. _____

- ・日常点検の実施方法を定めること
- ・日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること
- ・整備の実施計画を定めること
- ・自動車車庫を管理すること

答. _____

(2) 次の文章の（ ）の中にあてはまる語句を回答しなさい。

自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。

答. _____

法令試験問題 模範解答

事業者名 及び 受験者氏名		採点	
---------------------	--	----	--

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

【○×問題】

次の文章で正しいものに○印、間違っているものに×印を記入しなさい。

1点×22 = 22点

- (1) 1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していれば、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けることができる。(道路運送法第7条)

(×)
- (2) 事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

(○)
- (3) 事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。(道路運送法第22条)

(○)
- (4) 事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることができる。(道路運送法33条)

(×)
- (5) 貸切バス車両をいわゆる「禁煙バス」とする場合、その旨を事業計画に定め、道路運送法の規定に基づく認可を受ける必要がある。(施行規則第4条)

(×)
- (6) 事業者は、苦情の申出を受け付けた場合には、法令で定められた必要な事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。その法令で定められた必要な事項を下記から選び、正しい事項には○印を、そうでない事項には×印を記入しなさい。(運輸規則第3条)
 - ① 苦情に対する弁明の内容 (○)
 - ② 改善措置 (○)
 - ③ 苦情処理を担当した者 (○)
 - ④ 管轄運輸支局への連絡状況 (×)

- (7) 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。(運輸規則第18条)
- (×)
- (8) 事業用自動車の運転者等ごとに作成する乗務員等台帳には、運転者の運転の経歴を記載しなければならない。(運輸規則第37条)
- (○)
- (9) 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者が運行管理者資格者証の返納を命ぜられた場合、その日から2年を経過した者であれば、事業者の運行管理を補助する者を選任することができる。(運輸規則第47条の9)
- (×)
- (10) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後100日以内に毎事業年度に係る事業報告書を管轄地方運輸局長に提出しなければならない。(旅客自動車運送事業等報告規則第2条)
- (○)
- (11) 運送引受書において、記載が必要な事項に○印を、そうでない事項には×印を()内に記入しなさい。(運輸規則第7条の2)
- ①当該運送に係る運賃及び料金の額 (○)
- ②当該運送を引き受ける営業所の名称 (×)
- ③乗務員等の休憩地点及び休憩時間 (○)
- (12) 乗車定員11人以上の自動車の使用者は、保有車両3両以上でなければ自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため整備管理者を選任しなくてもよい。(道路運送車両法第50条第1項)
- (×)
- (13) 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項について、下記の中で正しい事項には○印を、誤っている事項には×印を()内に記入しなさい。(道路運送法第29条の2・運輸規則第47条の7・国土交通省告示第1089号)
- ①輸送の安全に関する基本的な方針 (○)
- ②輸送の安全に関する目標又はその達成状況 (×)
- ③自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (○)
- (14) 一般貸切旅客自動車運送事業に従事する自動車運転者の連続運転時間は、3時間を超えないものとしなければならない。(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条第1項)
- (×)

- (15) 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」は、安全や利用者サービスの向上に意欲的に取り組んでいる貸切バス事業者が利用者を選択されることを促進することを目的としている。(輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン I-1- (3))

(○)

【選択問題】

次の文章の () の中にあてはまる言葉を下から選び、記号を記入しなさい。

1点×15=15点

- (1) 道路運送法は (シ) と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の (オ) の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(コ) を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって (ウ) を増進することを目的とする。(道路運送法第1条)

ア. 道路運送車両法	イ. 供給	ウ. 公共の福祉	エ. 道路交通法	オ. 需要
カ. 事業者利益	キ. 道路運送車両法	ク. 旅客の利便	ケ. 貨物利用運送事業法	
コ. 輸送の安全	サ. 性別	シ. 貨物自動車運送事業法	ス. 年齢	

- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(イ) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。(道路運送法第8条)

ア. 3 イ. 5 ウ. 10

- (3) 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、(ア) かつ懇切な取扱いをしなければならない。(運輸規則2条)

ア. 公平 イ. 親切 ウ. 丁寧

- (4) 事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事したときは、業務記録を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を (イ) 年間保存しなければならない。(運輸規則第25条)

ア. 1 イ. 3 ウ. 5

- (5) 事業者は、(ウ) に運行指示書を作成する。(運輸規則28条の2)

ア. 運転者ごと イ. 車両ごと ウ. 運行ごと

- (6) 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の (イ) 等に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。(運輸規則38条)

ア. 運転者 イ. 乗務員 ウ. 旅客

(7) 事業者は、事業用自動車を (イ) しなければならない。(運輸規則第44条)

ア. 可能な限り清潔に イ. 常に清潔に保持 ウ. 運行ごとに清掃

(8) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話その他適当な方法により、(イ) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。(事故報告規則4条)

ア. 十二時間 イ. 二十四時間 ウ. 四十八時間

(9) 自動車運送事業の用に供する自動車は (ア) ごとに定期点検整備をしなければならない。(道路運送車両法48条)

ア. 三ヶ月 イ. 六ヶ月 ウ. 一年

(10) 自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ (ウ) で定めるところにより (ケ) を表示しなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法第66条)

ア. 予備検査証	イ. 道路運送法	ウ. 国土交通省令	エ. 運送約款	オ. 告示
カ. 車検証	キ. 通達	ク. 料金表	ケ. 検査標章	

(11) 事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産の損害を賠償することによって生ずる損失にあっては、一事故につき (ア) 以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。(旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示)

ア. 二百万円 イ. 八百万円 ウ. 二千万円 エ. 五千万円 オ. 八千万円

